

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第5335935号
(P5335935)

(45) 発行日 平成25年11月6日(2013.11.6)

(24) 登録日 平成25年8月9日(2013.8.9)

(51) Int. Cl.	F I
B 6 5 D 75/36 (2006.01)	B 6 5 D 75/36
B 6 5 D 25/10 (2006.01)	B 6 5 D 25/10
B 6 5 D 25/20 (2006.01)	B 6 5 D 25/20 Q

請求項の数 7 (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2011-548180 (P2011-548180)	(73) 特許権者	593093249
(86) (22) 出願日	平成22年1月25日 (2010.1.25)		ザ ジレット カンパニー
(65) 公表番号	特表2012-516274 (P2012-516274A)		アメリカ合衆国マサチューセッツ州、ボストン、ワン、ジレット、パーク、ワールド、シェイピング、ヘッドクウォーターズ、アイピー／リーガル、パテント、デパートメント-3イー
(43) 公表日	平成24年7月19日 (2012.7.19)	(74) 代理人	100117787
(86) 国際出願番号	PCT/US2010/021943		弁理士 勝沼 宏仁
(87) 国際公開番号	W02010/090887	(74) 代理人	100091982
(87) 国際公開日	平成22年8月12日 (2010.8.12)		弁理士 永井 浩之
審査請求日	平成23年8月1日 (2011.8.1)	(74) 代理人	100107537
(31) 優先権主張番号	12/367, 713		弁理士 磯貝 克臣
(32) 優先日	平成21年2月9日 (2009.2.9)	(74) 代理人	100105795
(33) 優先権主張国	米国 (US)		弁理士 名塚 聡

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 剃毛かみそりを保持及びディスプレイするためのパッケージ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

使い捨てかみそりパッケージであって、

近位端部分と遠位端部分とを有する第1の剃毛かみそりと、

近位端部分と遠位端部分とを有する第2の剃毛かみそりと、

概して平らな底面を有するタブと、

前記底面から突出している第1の保持部材と、を備え、前記第1の保持部材は第1の表面と第2の表面とを有し、前記第1の保持部材の前記第2の表面が前記第2の剃毛かみそりの遠位端部分と係合し、前記第1の保持部材の前記第1の表面が前記第1の剃毛かみそりの近位端部分と係合し、

当該使い捨てかみそりパッケージは、前記底面から突出している第2の保持部材を更に備え、前記第2の保持部材は第1の表面と第2の表面とを有し、前記第2の保持部材の前記第2の表面が前記第1の剃毛かみそりの遠位端部分と係合し、前記第1の表面が前記第2の剃毛かみそりの近位端部分と係合し、

当該使い捨てかみそりパッケージは、近位端部分と遠位端部分とを有する第3の剃毛かみそりと、前記底面から突出している第3の保持部材とを更に備え、前記第3の保持部材が、第1の表面と第2の表面とを有し、前記第3の保持部材の前記第2の表面が前記第3の剃毛かみそりの遠位端部分と係合し、前記第3の保持部材の前記第1の表面が前記第2の剃毛かみそりの近位端部分と係合し、

当該使い捨てかみそりパッケージは、前記底面から突出している第4の保持部材を更に

備え、前記第 4 の保持部材は第 1 の表面と第 2 の表面とを有し、前記第 4 の保持部材の前記第 1 の表面が前記第 2 の剃毛かみそりの遠位端部分と係合する、使い捨てかみそりパッケージ。

【請求項 2】

第 2 の保持部材が、前記第 1 の剃毛かみそりの遠位端部分の 40% ~ 90% を入れ子状に受け入れる、請求項 1 に記載の使い捨てかみそりパッケージ。

【請求項 3】

前記保持部材の 1 つ以上が概して弓状である、請求項 1 又は 2 のいずれか一項に記載の使い捨てかみそりパッケージ。

【請求項 4】

前記第 4 の保持部材の前記第 2 の表面が、前記第 1 の剃毛かみそりの近位端部分に装着されたカートリッジと係合する、請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載の使い捨てかみそりパッケージ。

【請求項 5】

前記保持部材の 1 つ以上が連続している、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の使い捨てかみそりパッケージ。

【請求項 6】

前記保持部材の 1 つ以上が分割されている、請求項 1 ~ 4 のいずれか一項に記載の使い捨てかみそりパッケージ。

【請求項 7】

前記第 4 の保持部材が、前記第 3 の剃毛かみそりの近位端部分に装着されたカートリッジを受け入れるような寸法のノッチを有する上面を有する、請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載の使い捨てかみそりパッケージ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、複数の個人用ケア物品を保持及びディスプレイするためのパッケージ及びトレイに関し、より具体的には、複数の剃毛かみそりを保持及びディスプレイするための使い捨てパッケージに関する。

【背景技術】

【0002】

剃毛かみそり及び歯ブラシのような個人用ケア物品は、典型的には、複数の製品単位を収容する透明プラスチックの製品パッケージにて販売される。これらのプラスチックパッケージは、一般に、プリスターパッケージと呼ばれ、従来、パッケージ内にシート又はカード材料を有する透明プラスチックのプリスター、又はパッケージに剛性を付加することができる外側シールとしての透明プラスチックのプリスターを含み、販売店のディスプレイのハンガーからパッケージを吊り下げることが可能にする。シート又はカード材料には、通常、パック内の製品に関する適切なデータが印刷されることになる。このパックは、典型的には、販売店のディスプレイでプリスター内の内容物が顧客に明瞭に見えるようにプリスターが前側になるように構成される。通常、パッケージ内の内容物へのアクセスを提供するために、カードには切り取り用穿孔が提供される。

【0003】

典型的には、個別の製品パッケージが入れられた搬送容器で製造業者から搬送され、その容器内には、複数の個別製品パッケージが束ねられずに収容されている。次いで、小売店従業員がこれらの製品パッケージをその搬送容器から取り出し、販売店のディスプレイのハンガーに装着する必要がある。製品は、通常、搬送過程及び販売店のディスプレイへの製品の装着過程に揺り動かされ、パッケージ内の製品の向きがその影響を受ける場合がある。パッケージによってはパッケージ内の単一の製品を保持する分離トレイを含むものもあるが、これらのトレイは追加的コストとなり、典型的に、パックを捨てた後に製品を保持又は保管するために顧客によって再利用される。したがって、これらのトレイは、よ

10

20

30

40

50

り低コストの使い捨て用品としてコスト効果の優れたオプションではない。ともに包装された、より低コストの使い捨て用品は、典型的には、パッケージ内で固定されておらず、自由に動くことができる。品の動きは、パッケージの外形及びパッケージ内の品の数によってのみ制限される。パッケージに固定されていない品は、販売店のディスプレイに到達するまでに向きを変えることが可能である。

【 0 0 0 4 】

剃毛かみそり、櫛、ブラシ、及び歯ブラシのような品は、典型的に、小売店のペグに吊り下げられるか、店の棚に直接置かれる。したがって、本明細書で使用するとき、用語「パッケージ」又はフレーズ「製品パッケージ」は、ディスプレイ可能なパッケージのような、個人用ケア物品を保持するための包装物を意味するものとして広く解釈されなくてはならない。

10

【発明の概要】

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 5 】

一態様によると、本発明は、概して、ほぼ平坦な底面を有するタブと、そのタブ内に配置された第1の剃毛かみそり及び第2の剃毛かみそりを含む使い捨てパッケージを特徴とする。第1の剃毛かみそり及び第2の剃毛かみそりのそれぞれは、近位端部分と遠位端部分とを有する。第1の保持部材は底面から突出し、第1の表面と第2の表面とを有する。第1の保持部材の第2の表面は第2の剃毛かみそりの遠位端部分と係合し、第1の保持部材の第1の表面は第1の剃毛かみそりの近位端部分と係合する。

20

【 0 0 0 6 】

別の態様によると、本発明は、概して、上面と、ほぼ平らな底面と、ほぼ平らな背面とを有するタブを含む使い捨てパッケージを特徴とする。複数の個人用ケア物品を保持するために複数の保持部材が底面から突出し、複数の対応する凹部が背面内に延びる。蓋は上面に取り外し可能に封着され、ラベルは複数の凹部を視覚的に隠すために背面に取り付けられる。

【図面の簡単な説明】

【 0 0 0 7 】

本明細書は、本発明と見なされる主題を特定して指摘し明確に請求する特許請求の範囲をもって結論とするが、本発明は、添付の図面と関連させた次の説明から更によく理解されると考えられる。

30

【図1】個人用ケア物品を保持及びディスプレイするためのパッケージの可能な一実施形態の上面組立図。

【図2A】図1のパッケージに組み込むことが可能なタブの可能な一実施形態の上面図。

【図2B】図2Aのタブの詳細な斜視図。

【図3】図1のパッケージ内に配置可能な剃毛かみそりの上面図。

【図4A】図2Aのタブ及び2つの図3の剃毛かみそりの上面図。

【図4B】図2Aのタブ及び3つの図3の剃毛かみそりの上面図。

【図5A】タブの別の可能な実施形態及び3つの図3の剃毛かみそりの上面図。

【図5B】図5Aのタブの上面図。

40

【図6】タブの別の可能な実施形態及び3つの図3の剃毛かみそりの上面図。

【図7】タブの更に別の可能な実施形態及び3つの図3の剃毛かみそりの上面図。

【図8A】図1のパッケージの底面図。

【図8B】図8Aのパッケージの底組立図。

【発明を実施するための形態】

【 0 0 0 8 】

図1を参照すると、複数の個人用ケア物品を保持及びディスプレイするためのパッケージ10の1つの可能な実施形態の組立図が示されている。パッケージ10は、1つ以上の湾曲した側部を有する概して矩形を有する。パッケージ10は、2つの主構成要素である、成形可能な基材で作製されたタブ12と、蓋14とを含むことができる。タブ12は、

50

複数の剃毛かみそり100a、100b、及び100cのような製品を収容し、蓋14は、そのパッケージ内に製品を密封する。剃毛かみそり100a、100b、及び100cは、異なる外形であってもよく、あるいは図1に示すように全て同じであってもよい。タブ12は、上面20と、周辺壁32によって画定される凹底面30とを有することができる。上面20は、蓋14で封着される区域を提供するフランジを含むことができる。特定の実施形態では、底面30は概して平坦又は平らであることができる。特定の実施形態では、2つの剃毛かみそり100a及び100bはタブ12の底面30に面することができる、1つの剃毛かみそり100cは蓋14に面することができるが、他の配向もまた可能である。個人用ケア物品をタブ12にいったん定置したら、蓋14をタブ12の上面20に接合することができる。タブ12の上面20は、販売店のディスプレイのハンガーからパッケージ10を吊り下げることができるように、上面20を貫通して延びる開口16を画定することができる。蓋もまた、対応する開口18を有することができる。

10

【0009】

特定の実施形態では、蓋14は上面20に熱融着されるフィルム又はプラスチックシートであってもよい。パッケージ10を通して消費者が個人用ケア物品を見ることができるよう、タブ12及び/又は蓋14は、概して半透明又は透明のポリマーで製造されてもよい。また、蓋14又はタブ12の透明性が要求されない場合は、木材/紙パルプ又は発泡スチロールのような不透明の材料を使用してもよい。透明又は半透明のポリマーの例としては、限定はしないが、ポリオレフィン(例えば、ポリプロピレン、高密度ポリエチレン、又は低密度ポリエチレン)、ポリエステル(例えば、ポリエチレンテレフタレート)、及びポリ塩化ビニル(PVC)が挙げられる。タブ12は、熱成形又は例えば射出成形、吹込み成形、冷間成形、及び射出吹込み成形のような他の既知の加工方法によって生産することができる。タブ12内に配置された製品を取り出すために、蓋14をタブ12の上面20から外すこと又は剥離することができる。特定の実施形態では、蓋14及び/又は上面20は、蓋14をタブ12の上面20から取り外してから再封着することを繰り返し可能にする接着剤を有することができる。

20

【0010】

図2Aを参照すると、タブ12の上面図が図示されている。底面30は、近位端部分34と、遠位端部分36とを有することができる。離間配置された複数の保持部材40、50、60、及び70は、底面30から突出することができる。保持部材40、50、60、及び70の間隔は、図1に図示するように、剃毛かみそり100a、100b、及び100cへの開かれた容易なアクセスを提供することができる。特定の実施形態では、保持部材50、60、及び70は、タブ12の一体部として形成されてもよい。他の実施形態では、保持部材40、50、60、及び70は、底面30の任意の場所に配置可能なモジュール式挿入物であってもよく、したがって、より優れた設計フレキシビリティを可能にする。例えば、1つ以上の保持部材40、50、60、及び70を配置換え、追加、又は除去することによって、同じタブ12を使用して、異なるサイズ及び形を有する多様な剃毛かみそりを保持することができる。下記に詳述するように、保持部材40、50、60、及び70は、複数の個人用ケア物品を既定の配向に保持し、店舗への搬送中に、又は消費者がディスプレイから製品を取り外す際に、製品の位置ずれを防ぐことができる。また、保持部材40、50、60、及び70は、タブ12内の複数の製品の間の適正な間隔を提供することによって、より美的に魅力のある外観を製品に与えることもできる。

30

40

【0011】

保持部材40、50、60、及び70は、概して弓状の輪郭を有することができる、連続していてもよく、分割されていてもよい。下記に詳述するように、保持部材40、50、60、及び70のそれぞれは、2つ以上の使い捨て剃毛かみそり(図示せず)のような個人用ケア物品を保持するのを助けることができる。保持部材40、50、60、及び70のそれぞれは、それぞれ対応する第1面及び第2面(42及び44、52及び54、62及び64、並びに72及び74)を有することができる。第1面及び第2面(42及び44、52及び54、62及び64、並びに72及び74)は、剃毛かみそり100a、1

50

00b、及び100cをタブ12内に保持するのを助けることが可能な概して弓状であることができる。第1の保持部材40及び第4の保持部材70に対して、第1の保持部材50及び第3の保持部材60をタブ12の対向する端部分に位置づけることができる。特定の実施形態では、第1の保持部材40及び第4の保持部材70を近位端部分34に位置づけることができ、第2の保持部材50及び第3の保持部材60を遠位端部分36に位置づけることができる。

【0012】

図2Bを参照すると、タブ12の近位端部分34の斜視図が示されている。剃毛かみそり及び歯ブラシのような個人用ケア物品の多くは、凹凸のある表面を有する。凹凸のある表面は、個人用ケア物品がパッケージ内で乱れた状態にならないように個人用ケア物品の異なる表面を保持又はディスプレイすることを困難にする。例えば、凹凸のある表面が同一平面の2つの端部分の間に位置づけられているのに、その凹凸のある表面が異なる平面に置かれている場合がある。そのような構成では、単一の配向でのみ、個人用ケア物品を平坦な表面上に均等に置くことができる。製品の凹凸のある表面がパッケージの平坦な表面に配置されている場合、その製品は傾く傾向又は倒れる傾向を有することになり、結果的に、潜在的消費者に対する魅力の欠けるディスプレイをもたらすことになる。第4の保持部材70は、剃毛かみそり100a、100b、及び100c(図示せず)のような凹凸のある表面を有する製品がパッケージ内で傾くのを制限するように構成することができる。第4の保持部材70は、連続していてもよく、第1のセグメント76と第2のセグメント78とを含んでいてもよい。第1のセグメント76及び第2のセグメント78は、それぞれに対応する、ノッチ84及び86を画定する上面80及び82を有することができる。特定の実施形態では、ノッチ84及び86は、概して「V」形又は「U」形であることができる。ノッチは、ハンドル102cに対して旋回するカートリッジ110cを既定の角度で定置することを可能にすることができる。ノッチ84及び86の角度は、カートリッジ110c(図示せず)に望まれる観察角に依存して変化させることができる。第1のセグメント76及び第2のセグメント78は、個人用ケア物品の凹凸のある表面を支持する、それぞれ対応する前壁88及び90を有することができる。前壁88及び90は一直線でも、傾斜していても、弓状であってもよい。

【0013】

図3を参照すると、タブ12内に配置され得る剃毛かみそり100の可能な一実施形態の上面図が示されている。この剃毛かみそりは、近位端部分104と、拡大された遠位端部分106とを有するハンドル102を有することができる。遠位端部分106は、概して丸い又は円形の形を有することができる。カートリッジ110は、ハンドル102の近位端部分104に恒久的に、又は取り外し可能に装着することができる。特定の実施形態では、カートリッジ110はハンドル110に対して旋回可能であるが、代替方法として、カートリッジ110をハンドルに対して固定してもよい。所望により保護カバー112をカートリッジ110に装着することができる。剃毛かみそり110が傾く又は寄りかかることなく、平坦な表面に配置され得るように、近位端部分104(及び/又はカートリッジ110)及び遠位端部分106の少なくとも一部を同一の平面に置くことができる。ハンドル102は、近位端部分104と遠位端部分106との間の長手方向軸A1に沿って延びる弓状の上面108を有することができる。上面108は、長手方向軸A1沿いと長手方向軸A1に垂直方向との両方で曲線であることができる。上面108は、近位端部分104(及び/又はカートリッジ110)及び/又は遠位端部分106が上面108と同一の平面に置かれられないように、凸部の輪郭を有することができる。上面108の弓状の輪郭は、剃毛かみそり100が平坦な表面上に配置されたときにそれを傾かせる原因となり得る。

【0014】

図4Aは、タブ12内に配置された第1の剃毛かみそり100a及び第2の剃毛かみそり100bを図示する。第1の保持部材40及び第2の保持部材50は、2つ以上の剃毛かみそり100a及び100bと係合するように構成され得る。第1の保持部材40は、

剃毛かみそり 100 a 及び 100 b と係合するように構成され得る第 1 の保持部材 40 の第 1 の表面 42 は、ハンドル 102 a の近位端部分 104 a と係合することができ、第 1 の保持部材 40 の第 2 の表面 44 は、ハンドル 100 b の遠位端部分 106 b と係合することができる。第 2 の保持部材 50 もまた、剃毛かみそり 100 a 及び 100 b と係合することができる。第 2 の保持部材 50 の第 1 の表面 52 は、ハンドル 102 b の近位端部分 104 b と係合することができ、第 2 の保持部材 50 の第 2 の表面 54 は、ハンドル 102 a の遠位端部分 106 a と係合することができる。遠位端部分 104 a 及び 104 b 並びにカートリッジ 100 a 及び 100 b の少なくとも一部は、タブ 12 の底面 30 上に概して平らに置かれることができる。ハンドル 102 a 及び 102 b にそれぞれ対応する上面 108 a 及び 108 b は、タブ 12 の底面 30 に接触しなくてもよい。

10

【0015】

図 4 B は、タブ 12 内に配置された第 1、第 2、及び第 3 の剃毛かみそり 100 a、100 b、及び 100 c を図示する。第 3 の保持部材 60 は、第 2 の剃毛かみそり 100 b 及び第 3 の剃毛かみそり 100 c と係合するように構成され得る。第 3 の保持部材 60 の第 1 の表面 62 は、ハンドル 102 b の近位端部分 104 b と係合することができ、第 3 の保持部材 60 の第 2 の表面 64 は、ハンドル 100 c の遠位端部分 106 c と係合することができる。第 4 の保持部材 70 もまた、複数の剃毛かみそり 100 a、100 b、及び 100 c と係合することができる。第 4 の保持部材 70 の第 1 の表面 72 は、ハンドル 102 b の遠位端部分 106 b と係合することができ、第 4 の保持部材 70 の第 2 の表面 74 は、ハンドル 102 a のカートリッジ 110 a 及び / 又は保護カバー 112 a と係合することができる。ハンドル 102 c の凹凸のある上面 108 c はタブ 12 の底面 30 と接触することができ、第 4 の保持部材 70 のノッチ 84 及び 86 (図示せず) はカートリッジ 110 c 及び / 又は保護カバー 112 c を受け入れることができる。ノッチ 84 及び 86 は、特にカートリッジ 110 c がハンドル 102 c に対して旋回する場合に、カートリッジ 110 c を既定の配向の角度にすることを可能にすることができる。消費者は、カートリッジがハンドル 102 c に対して特定の角度で保持されていれば、カートリッジ 110 c の設計要素のよりよい視野を有することができる。旋回機構を有する剃毛かみそりは、搬送中に損傷を受ける場合がある。第 4 の保持部材 70 は、パッケージ内の剃毛かみそりの過度の移動によって引き起こされる場合があるカートリッジ 110 c の搬送中の損傷を防ぐのを助けることができる。第 4 の保持部材 70 は、カートリッジ 110 c 及び近位端部分 104 c を支持することによって、第 3 のかみそり 100 c が傾くのを防ぐことができる。第 3 の保持部材 60 は、遠位端部分 106 c を支持して、第 3 の剃毛かみそり 100 c を更に安定させることができる。

20

30

【0016】

第 1 の剃毛かみそり 100 a は、第 1 の剃毛かみそり 100 a の長手方向及び / 又は横方向の動きを制限する複数の異なる表面と接触又は係合することによって、タブ 12 内で固定され得る。例えば、第 1 の剃毛かみそり 100 a の横方向の動きを制限するために、剃毛かみそり 100 a のカートリッジ 110 a (又はカートリッジカバー 112 a) をタブ 12 の周辺壁 32 と第 4 の保持部材 70 との間で固定することができる。第 1 の剃毛かみそり 100 a の横方向の動きは、第 1 の保持部材 40 と接触している第 1 の剃毛かみそり 100 a の近位端部分 104 a によってもまた制限することができる。第 1 の剃毛かみそり 100 a を周辺壁 32 と第 2 の保持部材 50 との間に位置づけて、長手方向の動きを制限することができる。例えば、第 2 の保持部材 50 は、第 1 の剃毛かみそり 100 a の遠位端部分 106 b と接触すること又はそれを保持することができ、周辺壁 32 はカートリッジ 110 a (又はカートリッジカバー 112 a) と接触して、剃毛かみそり 100 a が長手方向にずれるのを制限することができる。第 2 の保持部材 50 は、ハンドル 102 a の遠位端部分の横方向の動きを更に制限するために、湾曲した輪郭を有することができる。

40

【0017】

複数の異なる表面と接触又は係合することによって第 2 の剃毛かみそり 100 b の長手

50

方向又は横方向の動きを制限して、第2の剃毛かみそり100bもまたタブ12内に固定することができる。例えば、ハンドル102bを第1の保持部材40と第4の保持部材70との間に位置づけて、第2の剃毛かみそり100bの横方向の動きを制限することができる。第2及び第3の保持部材50及び60は、ハンドル102bの横方向及び長手方向の動きを更に制限することができる。ハンドル102bの近位端部分104bを第2の保持部材50と第3の保持部材60との間に位置づけて、横方向の動きを制限することができる。第2の剃毛かみそり102bを第2の保持部材50及び第3の保持部材60と周辺壁32との間に位置づけて、第2の剃毛かみそり100bの長手方向の動きを制限することもできる。また、第2の剃毛かみそり102bの長手方向の動きは、ハンドル102bの遠位端部分106bと接触する第1の保持部材40と第4の保持部材70とによって、及び剃毛カートリッジ110bと接触する周辺壁32によって、制限することができる。

10

【0018】

第3の剃毛かみそり100cは、第3の剃毛かみそり100cの長手方向及び/又は横方向の動きを制限する複数の異なる表面と接触又は係合することによって、タブ12内で固定することができる。例えば、第3の剃毛かみそり100cを第3の保持部材60及び第4の保持部材70との間に位置づけて、第3の剃毛かみそり100cの長手方向の動きを制限することができる。第3の保持部材60は、ハンドル102cの遠位端部分106cのあらゆる横方向の動きを制限するために、湾曲した輪郭を有することができる。周辺壁32はカートリッジ110cと接触して、第3の剃毛かみそり100cの横方向の動きを制限することができる。

20

【0019】

図5A及び5Bを参照すると、図1のパッケージ10に組み込むことが可能なタブ112の別の可能な実施形態の上面図が示されている。タブ112は前述のタブ12と同じであっても同様であってもよいが、タブ112は、ハンドル102a、102b、及び102cのそれぞれ対応する遠位端部分106a、106b、及び106cを入れ子状に受け入れる1つ以上の保持部材140、150、及び160を有することができる。保持部材140、150、及び160は、弓状、概して円形、又は半円形で、ハンドル102a、102b、及び102cのそれぞれ対応する遠位端部分106a、106b、及び106cを入れ子状に受け入れる寸法に作られた凹部を画定することができる。特定の実施形態では、保持部材140、150、及び160の1つ以上は、それぞれ対応する遠位端部分106a、106b、及び106cの約40%、50%、又は60%~約70%、80%、又は90%を囲むこと又はそれと接することができる。保持部材140、150、及び160の1つ以上は、連続した壁を有してもよく、分割された壁(図示)を有してもよい。保持部材140、150、及び160は、傾斜又は下降する1つ以上の斜面142と144、152と154、及び162と164を有することができる。斜面142と144、152と154、及び162と164は、それぞれ対応するハンドル102a、102b、及び102cの遠位端部分106a、106b、及び106c上の上面及び/又は底面の凹凸のある表面と対応する凹凸のある上面を有することができる。斜面142と144、152と154、及び162と164は、それぞれ対応する遠位端部分106a、106b、及び106cを支持し、タブ12内の剃毛かみそり100a、100b、及び100cに安定性を付加することができる。遠位端部分106a、106b、及び106c並びにそれぞれ対応する保持部材140、150、及び160は、遠位端部分106a、106b、及び106cが、それぞれ対応する保持部材140、150、及び160によって定位置に緩く保持されるスリップ嵌め構成を有することができる。あるいは、遠位端部分106a、106b、及び106c並びにそれぞれ対応する保持部材140、150、及び160は、遠位端部分106a、106b、及び106cが、それぞれ対応する保持部材140、150、及び160によってよりきつく定位置に保持されるスナップ嵌め又はプレス嵌め構成を有してもよい。

30

40

【0020】

図6を参照すると、図1のパッケージ10に組み込むことが可能なタブ212の、別の

50

可能な実施形態の上面図が示されている。タブ 2 1 2 は、前述のタブ 1 2 と同じであっても同様であってもよいが、タブ 2 1 2 は、底面 2 3 0 から突出した追加的な第 5 の保持部材 2 9 2 を有する。第 5 の保持部材 2 9 2 は、タブ 2 1 2 の近位端部分に、第 2 の保持部材 2 5 0 及び第 3 の保持部材 2 6 0 に対向して位置づけることができる。第 5 の保持部材 2 9 2 は、第 2 の剃毛かみそり 1 0 0 b 及び第 3 の剃毛かみそり 1 0 0 c の保持及び適正な間隔を可能にするように概して円筒形又は円錐形を有することができる。第 5 の保持部材 2 9 2 は、第 2 の剃毛かみそり 1 0 0 b の遠位端部分 1 0 6 b 及び第 3 の剃毛かみそり 1 0 0 c の近位端部分 1 0 4 c と係合又は接触するように構成することができる。

【 0 0 2 1 】

タブ 2 1 2 は、前述のような図 2 A の第 1 の保持部材 4 0 及び第 4 の保持部材 7 0 と同様の第 1 の保持部材 2 4 0 及び第 4 の保持部材 2 7 0 を有することができる。タブ 2 1 2 は、図 2 A の第 2 の保持部材 5 0 及び第 3 の保持部材 6 0 と同じであっても同様であってもよい、第 2 の保持部材 2 5 0 及び第 3 の保持部材 2 6 0 もまた有することができるが、第 2 の保持部材 2 5 0 及び第 3 の保持部材 2 6 0 は、第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a 及び第 3 の剃毛かみそり 1 0 0 c の遠位端部分 1 0 6 a 及び 1 0 6 c をほぼ入れ子状に受け入れることができる。特定の実施形態では、第 2 の保持部材 2 5 0 及び第 3 の保持部材 2 6 0 は、それぞれ対応する遠位端部分 1 0 6 a 及び 1 0 6 c の 1 つ以上の約 4 0 %、5 0 %、又は 6 0 % ~ 約 7 0 %、8 0 %、又は 9 0 % を囲む又はそれと接する連続した壁を有することができる。第 2 の保持部材 2 5 0 及び第 3 の保持部材 2 6 0 は、それぞれ対応する遠位端部分 1 0 6 a 及び 1 0 6 c が、それぞれ対応する保持部材 2 5 0 及び 2 6 0 によって定位置に緩く保持されるスリップ嵌めの構成を提供することができる。あるいは、第 2 の保持部材 2 5 0 及び第 3 の保持部材 2 6 0 並びにそれぞれ対応する遠位端部分 1 0 6 a 及び 1 0 6 c は、遠位端部分 1 0 6 a 及び 1 0 6 c が、それぞれ対応する保持部材 2 5 0 及び 2 6 0 によってよりきつく定位置に保持されるスナップ嵌め又はプレス嵌め構成を有してもよい。

【 0 0 2 2 】

第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a は、複数の異なる表面と接触又は係合することによって、タブ 2 1 2 内で横方向及び / 又は長手方向に固定することができる。例えば、剃毛かみそり 1 0 0 a のカートリッジ 1 1 0 a (又はカートリッジカバー 1 1 2 a) をタブ 2 1 2 の周辺壁 2 3 2 と第 4 の保持部材 2 7 0 との間に位置づけることができる。近位端部分 1 0 4 a もまた、剃毛かみそり 1 0 0 a の横方向の動きを制限するために第 1 の保持部材 2 4 0 と接触することができる。第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a を周辺壁 2 3 2 と第 2 の保持部材 2 5 0 との間に位置づけて、第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a の長手方向の動きを制限することができる。第 2 の保持部材 2 5 0 は、第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a の遠位端部分 1 0 6 a を入れ子状に受け入れて、第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a の横方向及び / 又は長手方向の動きを制限することができる。周辺壁 2 3 2 もまた、カートリッジ 1 1 0 a (又はカートリッジカバー 1 1 2 a) と接触して、剃毛かみそり 1 0 0 a のあらゆる不要な長手方向の動きを制限することができる。

【 0 0 2 3 】

第 2 の剃毛かみそり 1 0 0 b は、複数の異なる表面と接触又は係合することによって、タブ 2 1 2 内で横方向及び / 又は長手方向に固定することができる。例えば、ハンドル 1 0 2 b を第 1 の保持部材 2 4 0 と第 5 の保持部材 2 9 2 との間に位置づけて、第 2 の剃毛かみそり 1 0 0 b の横方向及び / 又は長手方向の動きを制限することができる。第 2 の剃毛かみそり 1 0 0 b の近位端部分 1 0 4 b を第 2 の保持部材 2 5 0 と第 3 の保持部材 2 6 0 との間に位置づけて、第 2 の剃毛かみそり 1 0 0 b の横方向及び / 又は長手方向の動きを制限することができる。第 2 の保持部材 2 5 0 及び第 3 の保持部材 2 6 0 はまた、剃毛かみそり 1 0 0 b が第 1 の方向に長手方向に動くのを制限することができ、周辺壁 2 3 2 は、この剃毛かみそりが第 2 の方向に長手方向に動くのを制限することができる。

【 0 0 2 4 】

第 3 の剃毛かみそり 1 0 0 c は、複数の異なる表面と接触又は係合することによって、

10

20

30

40

50

タブ 2 1 2 内で横方向及び / 又は長手方向に固定することができる。例えば、第 3 の剃毛かみそり 1 0 0 c をタブ 2 1 2 の周辺壁 2 3 2 と第 5 の保持部材 2 9 2 との間に位置づけて、第 3 の剃毛かみそり 1 0 0 c の横方向の動きを制限することができる。第 5 の保持部材 2 9 2 は近位端部分 1 0 4 c と接触することができ、周辺壁 2 3 2 はカートリッジ 1 1 0 c (又はカートリッジカバー 1 1 2 c) と接触することができる。第 3 の保持部材 2 6 0 は遠位端部分 1 0 6 c をほぼ入れ子状に受け入れて、第 3 の剃毛かみそり 1 0 0 c の横方向及び / 又は長手方向の動きを制限することができる。また、第 3 の剃毛かみそり 1 0 0 c を第 3 の保持部材 2 6 0 と第 4 の保持部材 2 7 0 との間で長手方向に固定することもできる。前述したように、第 4 の保持部材 2 7 0 は既定の旋回角度でカートリッジ 1 1 0 c を保持することができる。

10

【 0 0 2 5 】

図 7 を参照すると、図 1 に示したパッケージ 1 0 と同様のパッケージに組み入れることが可能なタブ 3 1 2 の別の可能な実施形態の上面図が示されている。タブ 3 1 2 は、先に述べた他の実施形態と同様であってもよいが、タブ 3 1 2 は、複数の剃毛かみそり 1 0 0 a、1 0 0 b、及び 1 0 0 c のよりコンパクトな配列を可能にすることができる。タブ 3 1 2 は、図 2 A に示したタブ 1 2 より小さい設置面積を有することができる。タブ 3 1 2 は、ほぼ一直線の側壁と、緩やかな曲線を有する対向する側壁とを有する周辺壁 3 3 2 によって画定される。周辺壁 3 3 2 は、ほぼ一直線又は曲線の対向する対の端壁もまた有することができる。特定の実施形態では、タブ 3 1 2 のサイズを最小限にするために、1 つの剃毛かみそり 1 0 0 c のカートリッジ 1 1 0 c (及び / 又はカバー 1 1 2 c) を、隣接する剃毛かみそり 1 0 0 b の遠位端部分 1 0 6 b に重ねることができる。タブ 3 1 2 は、図 2 A に示すように第 1 の保持部材 4 0 を有さなくてもよい。第 1 の保持部材 4 0 の排除は、剃毛かみそり 1 0 0 a、1 0 0 b、及び 1 0 0 c をより密接した配列でパッケージしてタブ 3 1 2 のサイズを最小限にすることを可能にすることができる。下記に詳述するように、剃毛かみそり 1 0 0 a、1 0 0 b、及び 1 0 0 c を互いに接触させて配列して、無駄なスペースを最小限にし、タブ 3 1 2 内の剃毛かみそり 1 0 0 a、1 0 0 b、及び 1 0 0 c の固定を更に助けることができる。

20

【 0 0 2 6 】

タブ 3 1 2 は、底面 3 3 0 から突出する第 5 及び第 6 の保持部材 3 9 2 及び 3 9 4 を有することができる。第 6 の保持部材 3 9 4 は、タブ 3 1 2 の遠位端部分に位置づけることができ、第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a の遠位端部分 1 0 6 a と接触するように構成することができる。第 5 の保持部材 3 9 2 は、タブ 3 1 2 の近位端部分に位置づけることができ、第 2 の剃毛かみそり 1 0 0 b の遠位端部分 1 0 6 b と第 3 の剃毛かみそり 1 0 0 c の近位端部分 1 0 4 c との双方と接触するように構成することができる。第 5 の保持部材 3 9 2 及び第 6 の保持部材 3 9 4 は、1 つ以上の剃毛かみそり 1 0 0 a、1 0 0 b、及び 1 0 0 c の保持及び適正な間隔を可能にするために概して円筒形又は円錐形を有することができる。

30

【 0 0 2 7 】

第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a は、複数の異なる表面と接触又は係合することによって、タブ 3 1 2 内で横方向及び / 又は長手方向に固定することができる。例えば、第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a の横方向の動きを制限するために、剃毛かみそり 1 0 0 a のカートリッジ 1 1 0 a をタブ 3 1 2 の周辺壁 3 3 2 と第 3 の保持部材 3 7 0 との間に位置づけることができる。第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a の横方向の動きは、ハンドル 1 0 2 b の遠位端部分 1 0 6 b と接触しているハンドル 1 0 2 a の近位端部分 1 0 4 a によってもまた制限することができる。第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a の遠位端部分 1 0 6 a は、第 2 の保持部材 3 4 0、第 2 の剃毛かみそり 1 0 0 b の近位端部分 1 0 4 b、及び第 6 の保持部材 3 9 4 によって横方向に固定することができる。長手方向の動きを制限するために、第 1 の剃毛かみそり 1 0 0 a をタブ 3 1 2 の周辺壁 3 3 2 と第 3 の保持部材 3 4 0 との間に位置づけることができる。

40

【 0 0 2 8 】

50

第2の剃毛かみそり100bは、複数の異なる表面と接触又は係合することによって、タブ312内で横方向及び/又は長手方向に固定することができる。例えば、第2の剃毛かみそり100bの遠位端部分106bを第1の剃毛かみそり100aの近位端部分104aと第5の保持部材392との間に位置づけて、横方向の動きを制限することができる。また、第2の剃毛かみそり100bの近位端部分104bを第1の剃毛かみそり100aの遠位端部分106aと第3の剃毛かみそり100cの遠位端部分106cとの間に位置づけて、横方向の動きを制限することもできる。第2の剃毛かみそり100bの近位端部分104bはまた、第2の保持部材340と接触して、横方向の動きを制限することもできる。第2の剃毛かみそり100bを周辺壁332と第4の保持部材370との間に位置づけて、長手方向の動きを制限することができる。

10

【0029】

第3の剃毛かみそり100cは、複数の異なる表面と接触又は係合することによって、タブ312内で横方向及び/又は長手方向に固定することができる。例えば、第3の剃毛かみそり100cをタブ312の周辺壁332と第5の保持部材392との間に位置づけて、横方向の動きを制限することができる。カートリッジ110c(又はカバー112c)は周辺壁332と接触することができ、近位端部分104cは第5の保持部材392と接触することができる。第3の剃毛かみそりのハンドル102cを第2の剃毛かみそり100bの近位端部分104bと第3の保持部材350との間に位置づけて、横方向の動きを制限することができる。第3の剃毛かみそり100cを第3の保持部材350と第4の保持部材370との間に位置づけて、長手方向の動きを制限することができる。

20

【0030】

タブ312は、剃毛かみそり100a、100b、及び100cを横方向と長手方向との双方で固定することによって、剃毛かみそり100a、100b、及び100cの改善された間隔及び保持をもたらすことができる。改善された間隔及び保持は、搬送中の剃毛かみそり100a、100b、及び100cへの損傷を防ぐのを助け、販売店のディスプレイで潜在的消費者が見て美しいと感じるパッケージを確保することを助けることができる。上述のいずれの実施形態においても、タブ12、112、212、及び312は、剃毛かみそり100a、100b、及び100cを固定又は保持するためにスリップ嵌め、プレス嵌め、又はスナップ嵌めの構成を提供することができる。

【0031】

図8A及び8Bを参照すると、パッケージ10の底面図及び底組立図が図示されている。図8Bに示すように、保持部材40、50、60、及び70(図示せず)は、タブ12の背面15に凹部22、24、26、及び28を作り出すことができる。これらの凹部22、24、26、及び28は、消費者が見て美しいと感じるものである必要はない。背面15は、概して平坦かつ平らであり、背面15上への接着ラベル17の配置を可能にする。ラベル17は、裏側19と、パッケージ10の内容物に関する様々な図形及び情報を含むことができる対向する表側(図示せず)とを有することができる。蓋14(図示せず)、及びタブ12の底面30(図示せず)が概して透明であれば、消費者は蓋14(図示せず)を通してラベル17の表側(図示せず)を見ることができる。ラベル17の裏側19と表側(図示せず)は、凹部22、24、16、及び28をよりよく隠すために不透明であってよい。ラベル17は、感圧性接着剤ラベルであってよい。タブ12の概して平坦かつ平らな背面15とラベル17の付加との組み合わせは、パッケージ工程のコストを最少限にし、かつまた、パッケージ10の内容物に関する図形及び情報を印刷するために利用可能な区域を最大限にする。ラベル17は、タブ12の背面15のかなりの部分を覆うことができる。特定の実施形態では、ラベル17は、タブ12の背面15の約70%、又は80%~約85%、90%、95%を覆うこと、あるいはその100%でさえも覆うことができる。図8A及び8Bはタブ12とともにラベル17を図示しているが、ラベル17は、前述のタブ112、212、及び312のいずれとも使用することができる。

30

40

【0032】

本発明の様々な態様の更なる修正及び代替実施形態は、この説明を鑑み、当業者には明

50

白であろう。本明細書に例示及び記述された任意の具体的な実施形態の構成要素及び構造が、本明細書に例示及び記述された他の任意の構成要素及び構造と互換性を有し得ることは、本発明の記述による利益を得た当業者には全て明白であろう。

【 0 0 3 3 】

本明細書に開示されている寸法及び値は、列挙した正確な数値に厳しく制限されるものとして理解すべきではない。それよりむしろ、特に規定がない限り、こうした各寸法は、列挙された値とその値周辺の機能的に同等の範囲との両方を意味することが意図される。例えば、「40 mm」として開示された寸法は、「約40 mm」を意味することを意図する。一切の曖昧さを避けるために、本開示の目的のために、用語「部分」は、50%未満を意味するものと解釈されたい。例えば、用語「遠位端部分」は、参照される要素の末端から約0%、5%、10%、又は15%～約15%、20%、25%、30%、40%、又は45%として解釈されたい。同様に、用語「近位端部分」は、参照される要素の前記末端の反対の端から約0%、5%、10%、又は15%～約15%、20%、25%、30%、40%、又は45%として解釈されたい。

10

【 0 0 3 4 】

「発明を実施するための形態」で引用した全ての文献は、関連部分において本明細書に参考として組み込まれるが、いずれの文献の引用も、それが本発明に関して先行技術であることを容認するものとして解釈すべきではない。この文書における用語のいずれかの意味又は定義が、参考として組み込まれる文献における用語のいずれかの意味又は定義と対立する範囲については、本文書におけるその用語に与えられた意味又は定義を適用するものとする。

20

【 0 0 3 5 】

本発明の特定の実施形態が例示され、記載されてきたが、本発明の趣旨及び範囲から逸脱することなく、他の様々な変更及び修正を実施できることが、当業者には明白であろう。したがって、本発明の範囲内にあるそのようなすべての変更及び修正を、添付の「特許請求の範囲」で扱うものとする。

【 図 1 】

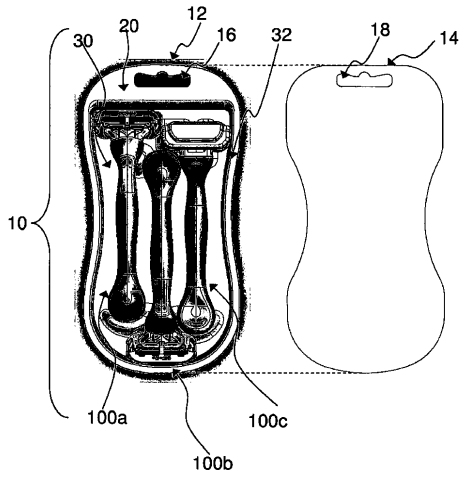


FIG. 1

【 図 2 A 】

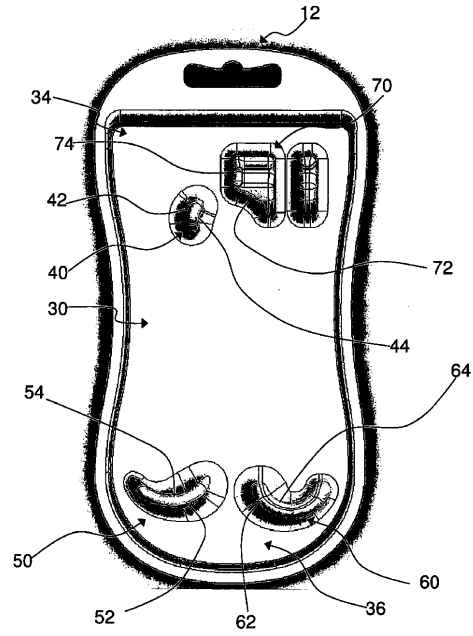


FIG. 2A

【 図 2 B 】

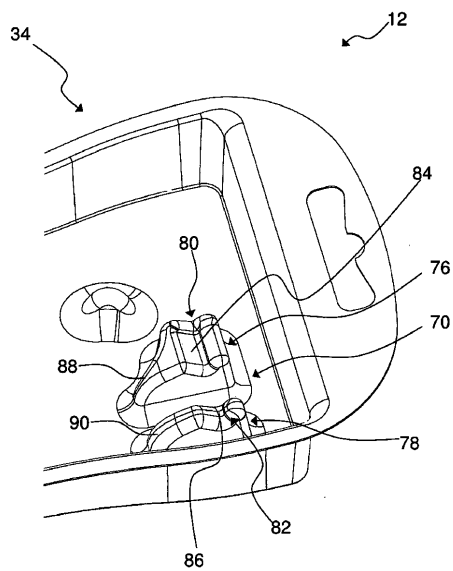


FIG. 2B

【 図 3 】

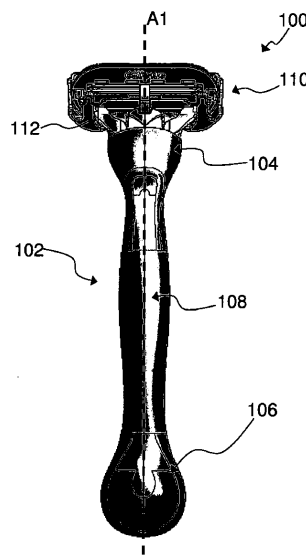


FIG. 3

【 図 4 A 】

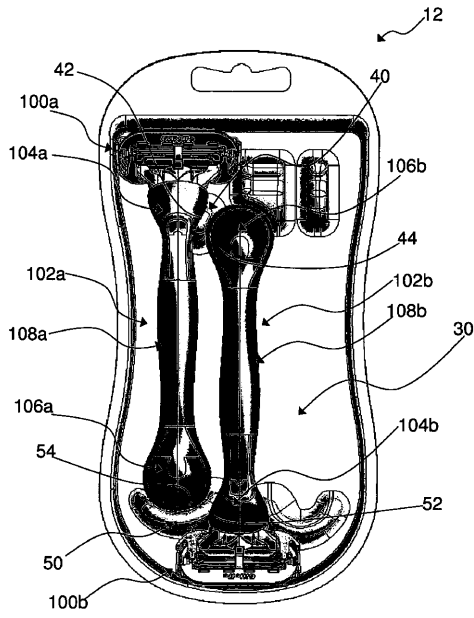


FIG. 4A

【 図 4 B 】

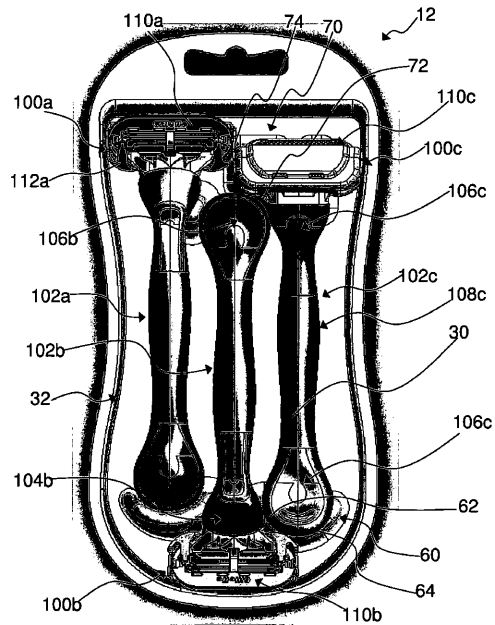


FIG. 4B

【 図 5 A 】

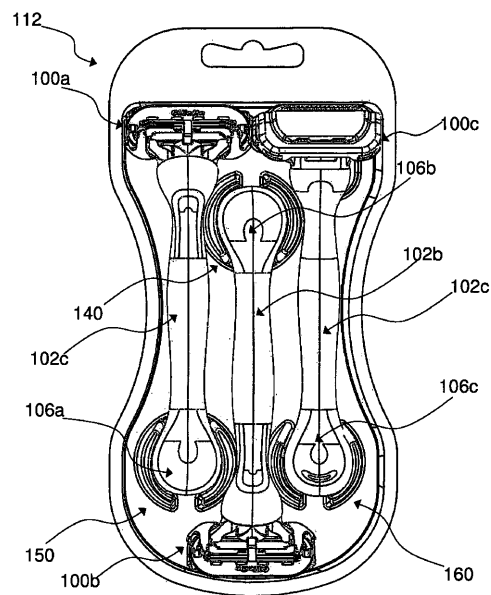


FIG. 5A

【 図 5 B 】

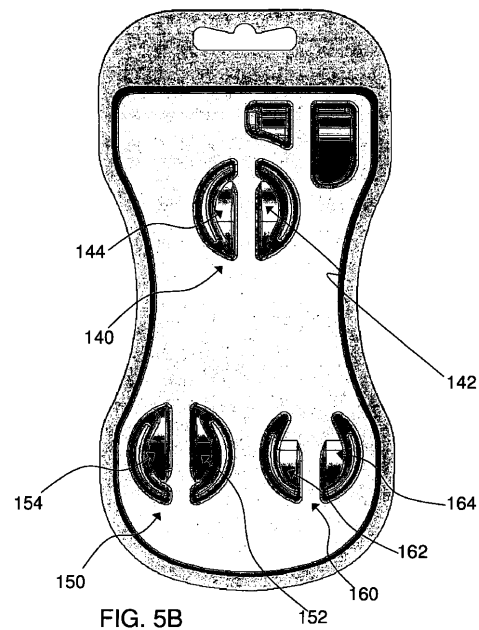


FIG. 5B

【 図 6 】

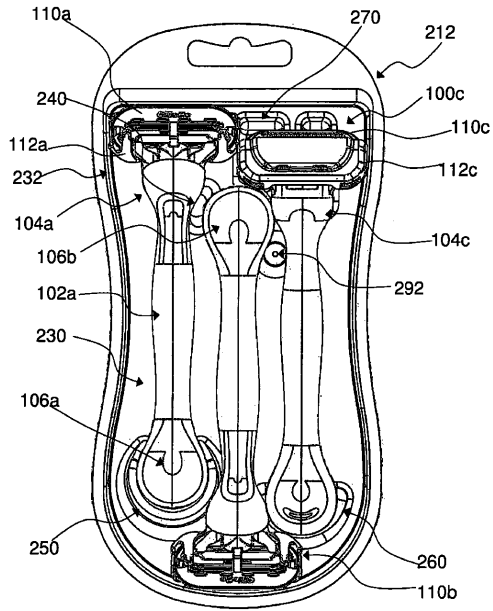


FIG. 6

【 図 7 】

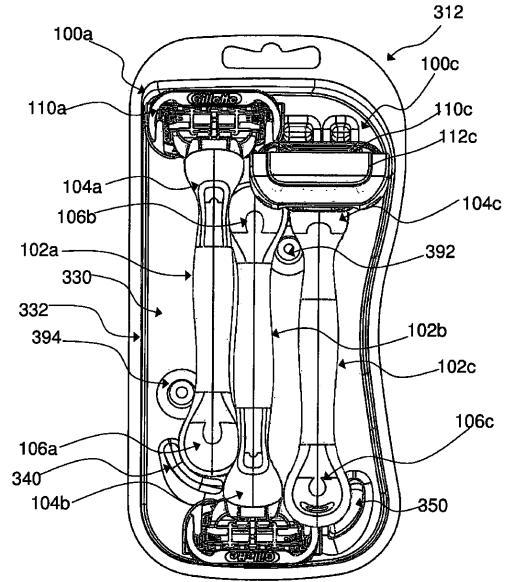


FIG. 7

【 図 8 A 】

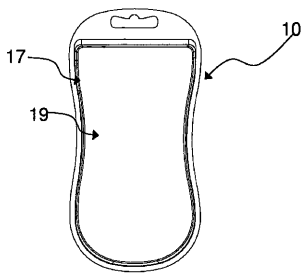


FIG. 8A

【 図 8 B 】

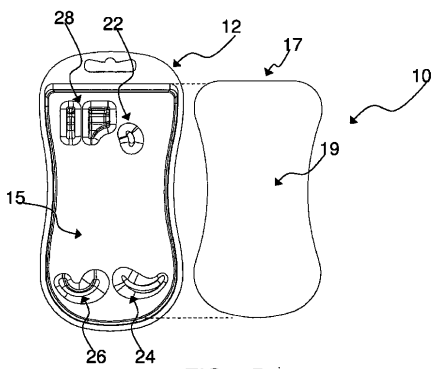


FIG. 8B

フロントページの続き

- (74)代理人 100096895
弁理士 岡田 淳平
- (74)代理人 100106655
弁理士 森 秀行
- (74)代理人 100127465
弁理士 堀田 幸裕
- (74)代理人 100131842
弁理士 加島 広基
- (72)発明者 ジェフリー、アレン、グリーン
アメリカ合衆国マサチューセッツ州、ミルトン、プリマス、アベニュー、14
- (72)発明者 リチャード、ケビン、セネット
アメリカ合衆国マサチューセッツ州、アピントン、ペレグリン、ロード、67

審査官 豊島 唯

- (56)参考文献 特開平11-019347(JP,A)
実開昭60-035062(JP,U)
特開2004-283260(JP,A)
実開昭56-150760(JP,U)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
- | | |
|---------|-----------|
| B 6 5 D | 7 5 / 3 6 |
| B 6 5 D | 2 5 / 1 0 |
| B 6 5 D | 2 5 / 2 0 |
| B 6 5 D | 8 5 / 0 0 |